

# 令和7年11月市議会 総務委員会資料

## 第192号議案 令和7年度長崎市一般会計補正予算(第4号)

目次	ページ
【概要説明資料】	
1 標準準拠システムの移行に係る経過措置等について.....	2 ~ 9
【予算説明資料】	
2 [2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費] 《繰越明許費の補正》 戸籍システム整備費 .....	10 ~ 12

情報政策推進部  
中央総合事務所

令和7年11月

# 1 標準準拠システムの移行に係る経過措置等について

## (1) 概要

国は、住民の利便性の向上及び自治体の行政運営の効率化に寄与するよう、住民記録や税など自治体の主要な20業務を処理するシステムについて、令和7年度末までにガバメントクラウド（国が整備するクラウド環境）を活用した標準準拠システムへ移行することを自治体へ求めており、長崎市では主要な17システム（20業務）のうち14システムについて、令和7年度末までに標準準拠システムに移行することとしている。

様々な事情により令和7年度末までに標準準拠システムへ移行することが困難であるシステム等については、経過措置対象としてデジタル庁へ申請、承認されることにより、引き続き国の支援対象（補助金等）となっている。（地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年（2024年）12月24日閣議決定））

経過措置の区分	特定移行支援システム (旧移行困難システム)	一部機能の経過措置
目的	移行の難易度が極めて高い又は事業者のリソース不足等により期限内の移行が困難なシステムに対し、期限を延長し国が支援するもの	円滑かつ安全な移行を推進するため、機能実装の猶予を設けるもの
対象	<u>システム全体の移行が、期限内に完了できないシステム</u>	システム自体の移行は期限内に完了するものの、 <u>一部の機能の実装が期限後になる</u> システム
期限	令和12年度（2030年度）末まで	令和10年度（2028年度）末まで

## (2) 経過措置対象のシステム

### ア 特定移行支援システム

システム名	システムベンダ	標準化対象業務	国の承認	標準化システム稼働予定年月	所管所属
就学援助システム	未定	就学	令和6年3月	令和9年3月	教育委員会総務課
介護保険システム	富士通JAPAN(株)	介護保険	令和6年9月	令和9年3月	介護保険課
後期高齢者医療システム	富士通JAPAN(株)	後期高齢者医療	令和6年9月	令和9年3月	後期高齢者医療室

### イ 一部機能の経過措置

システム名	システムベンダ	標準化対象業務	国の承認	標準化システム稼働予定年月	所管所属
福祉系システム	日本電気(株)	障害者福祉、健康管理、子ども子育て支援	令和6年3月 ※	令和8年1月	情報統計課
児童福祉システム	日本電気(株)	児童手当、児童扶養手当	令和6年3月 ※	令和8年1月	こども政策課
戸籍システム	富士フィルムシステムサービス(株)	戸籍、戸籍附票	令和7年6月	令和8年1月	中央地域センター
生活保護システム	(株)九州日立システムズ	生活保護	令和7年6月	令和8年1月	生活福祉1課

※ 移行困難システムの承認年月

凡例:

- 現行システム稼働
- Fit & Gap等事前準備作業
- 標準準拠システム移行作業
- 標準準拠システム稼働

### (3) 移行スケジュール

システム名（業務番号）	ベンダ名	区分	標準化対応期限				稼働予定期
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
住民登録系（③,⑤,⑥,⑫）	RKKCS	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.1月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
税系（⑦,⑨,⑩,⑪）	RKKCS	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.1月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
国民年金（⑯）	RKKCS	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.1月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
期日前・不在者投票（⑥）	NBC情報システム	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.1月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
個人住民税課税（⑧）	日本電気	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.1月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
オブジェクトストレージ（データ連携基盤）	扇橋光ソリューションズ	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.1月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
統合宛名管理基盤（共通機能）	日本電気	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.1月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
福祉系（②,⑬,⑮）	日本電気	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.1月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
児童福祉（①,⑭）	日本電気	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.1月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
滞納整理支援（②,⑦～⑩,⑪～⑯）	アイテイフォー	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.1月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
生活保護（⑯）	九州日立システムズ	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.1月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
レセプト管理（⑯）	法研	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.1月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
障害支援（⑯）	両備システムズ	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.1月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
戸籍（④,⑪）	富士フィルムシステム	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.1月
		サービス	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
公費負担管理（⑬,⑯）	アイビーシステム	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R8.3月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
就学助成（⑫）	未定	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R9.3月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
介護保険（⑯）	富士通Japan	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R9.3月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
後期高齢者医療（⑯）	富士通Japan	現行	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	R9.3月
		構築	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	

（令和7年10月末時点）

※ 経過措置対象システム

## (4) 参考\_標準準拠システムへの移行に係る経費

標準準拠システム移行経費（補助対象分）

（単位：千円）

システム名	移行経費					
	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	総合計
住民登録系	3,300	0	61,736	0	0	65,036
税系	5,940	0	245,434	0	0	251,374
国民年金	495	0	22,242	0	0	22,737
期日前・不在者投票	0	0	20,763	0	0	20,763
個人住民税課税	349	259,004	222,684	0	0	482,037
オブジェクトストレージ （データ連携基盤）	0	55,410	43,812	0	0	99,222
共通基盤 （データ連携基盤）	0	0	23,540	0	0	23,540
統合宛名管理基盤 （共通機能）	0	69,187	90,066	0	0	159,253
福祉系	27,390	245,766	338,733	107,250	47,223	766,362
児童福祉	8,140	101,415	73,071	44,000	13,871	240,497
戸籍	0	2,640	11,374	0	0	14,014
滞納整理支援	0	40,442	93,346	0	0	133,788
障害支援	0	0	7,190	0	0	7,190
生活保護	0	7,357	25,671	0	0	33,028
レセプト管理	0	0	3,278	0	0	3,278
公費負担管理	0	0	103,950	0	0	103,950
就学助成	0	0	3,300	17,600	0	20,900
介護保険	13,970	0	32,120	215,608	0	261,698
後期高齢者医療	8,360	0	30,668	118,614	0	157,642
その他関連システム	1,582	1,590	73,953	1,239	0	78,364
合計	69,526	782,811	1,526,931	504,311	61,094	2,944,673

年度	補助上限額(仮)① R8年度以降分は未定	補助対象合計②	補助金不足額③ (① - ②)
R5年度～R7年度	2,620,047	2,379,268	240,779
R8年度～R9年度	0	565,405	▲ 565,405
合計	① 2,620,047	2,944,673	② ▲ 324,626

①補助金負担上限額  
2,620,047千円

(R7年度執行分までの上限額)

②不足額（市の負担額）  
324,626千円

※1 デジタル基盤改革支援補助金 補助率10/10（補助上限額有）

※2 福祉系及び児童福祉システムのR9年度経費については、R6.8総務省調査時にベンダから回答のあった金額で、補助対象経費に見込まれる経費を「補助対象」として計上している

（令和7年10月末時点）

## (5) 参考\_長崎市から国への要望事項の概要と国の対応状況

国への要望内容	国の対応状況
・デジタル基盤改革支援補助金の補助上限額（仮）を見直し、標準化移行費用の全額について財政措置を講じること	令和7年7月1日、当該補助金の財源である「デジタル基盤改革支援基金」に新たな上限額が設定されたものの、本市における移行経費の総額に対し約3.3億円が不足する見込みである。
・令和8年度以降に実施する特定移行支援システムに該当するとされたものに係る移行経費については補助対象とすること	令和7年5月16日付け内閣府通知にて、「デジタル基盤改革支援基金」の設置年限について、令和13年3月31日まで延長する旨が示された。
・システム連携が不可欠な標準化対象外業務に係る費用についても財政措置を講じること	未対応
・標準化移行後の運用経費が増とならないよう財政措置を講じること	令和7年1月に標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する費用について、令和7年度から普通交付税で措置を講ずること、また、移行に伴うシステム運用経費の増額分について、地方交付税措置を講ずることとしている旨が示された。

## (6) 参考\_関係法令等

### 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（標準化法）（令和3年法律第40号）<一部抜粋>

#### 第一章 総則

（定義）

第2条 この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいう。

2 略

3 この法律において「地方公共団体情報システムの標準化」とは、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び地方公共団体情報システムに係る互換性の確保のため、地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての統一的な基準に適合した地方公共団体情報システムを地方公共団体が利用することをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関する施策を総合的に講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地方公共団体情報システムの標準化を実施する責務を有する。

（標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用）

第8条 地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。

2 略

## (6) 参考\_関係法令等

### 地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月閣議決定）<一部抜粋>

第2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標に関する事項（標準化法第5条第2項第1号）

2.2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

(5) 標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組については、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とする。

中略

- 現行システムがメインフレームにより構成され、システムの全容把握からデータ移行をはじめとした標準準拠システムへの移行完了までに他システムと比較し、相対的に時間を要する場合、現行システムを構築・運用する事業者が標準準拠システムの開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたものの代替事業者が見つからない場合及び事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和8年度（2026年度）以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（以下「特定移行支援システム」という。）については、デジタル庁、総務省及び制度所管省庁は、地方公共団体から把握した当該システムの状況及び移行スケジュールも踏まえて、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとし、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援する。

中略

- また、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了後に、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととし、国は、デジタル3原則に基づくBPR・最適化を含めた業務全体の運用費用の適正化のため、継続的・横断的な分析や次の取組を行うことにより、当該目標の実現に向けた環境を整備する。

後略

第6 その他地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進に関し必要な事項（標準化法第5条第2項第5号）

6.2 地方公共団体への財政支援（標準化法第11条）

6.2.1 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に係る財政支援に関する基本的な考え方

- 標準準拠システムへの移行に要する経費に対しては、国が必要な財政支援を行うこととする。この財政支援に当たっては、デジタル基盤改革支援補助金（6.2.2）を活用する。
- 各地方公共団体における標準準拠システムへの移行の進捗状況を踏まえ、総務省は、令和7年度（2025年度）末までとされているデジタル基盤改革支援基金の設置年限について、5年延長を目途に検討する。

## (6) 参考\_関係法令等

### **地方公共団体情報システム機構法 (平成25年法律第29号) <一部抜粋>**

(デジタル基盤改革支援基金)

第9条の2 機構は、令和13年3月31日までの間に限り、次の各号のいずれにも該当する業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために**デジタル基盤改革支援基金**（以下この条及び次条において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

1 第22条第8号に掲げる業務のうち次のいずれかに該当するもの

イ 略

地方公共団体に対する申請、届出その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするため  
必要な国及び地方公共団体の情報システムの連携に関する支援

ハ 略

## 2 【2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費】

予算説明書【縹越明許費】				事業名	縹越明許額
ページ	款	項	目		
28~29	2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	1 戸籍住民 基本台帳費	戸籍システム整備費	千円 3,432

### 1 事業概要

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度末までに戸籍システム(戸籍事務及び戸籍附票事務)を新システムに移行するため、令和7年度は昨年度実施した不整合データを特定し整備するための作業(データクレンジング)に引き続き、データ移行及び運用テスト等を行うもの。

### 2 縢越事由

#### (1) 理由

標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を推進するために、一部の機能については、移行後に実装することを可能とする経過措置(※)が設けられている。

戸籍附票事務における標準準拠システムへの移行について、一部機能の実装が困難であるとしてシステム提供事業者から国に対し経過措置に係る申請手続きがなされ、当該経過措置の対象システムとなった。

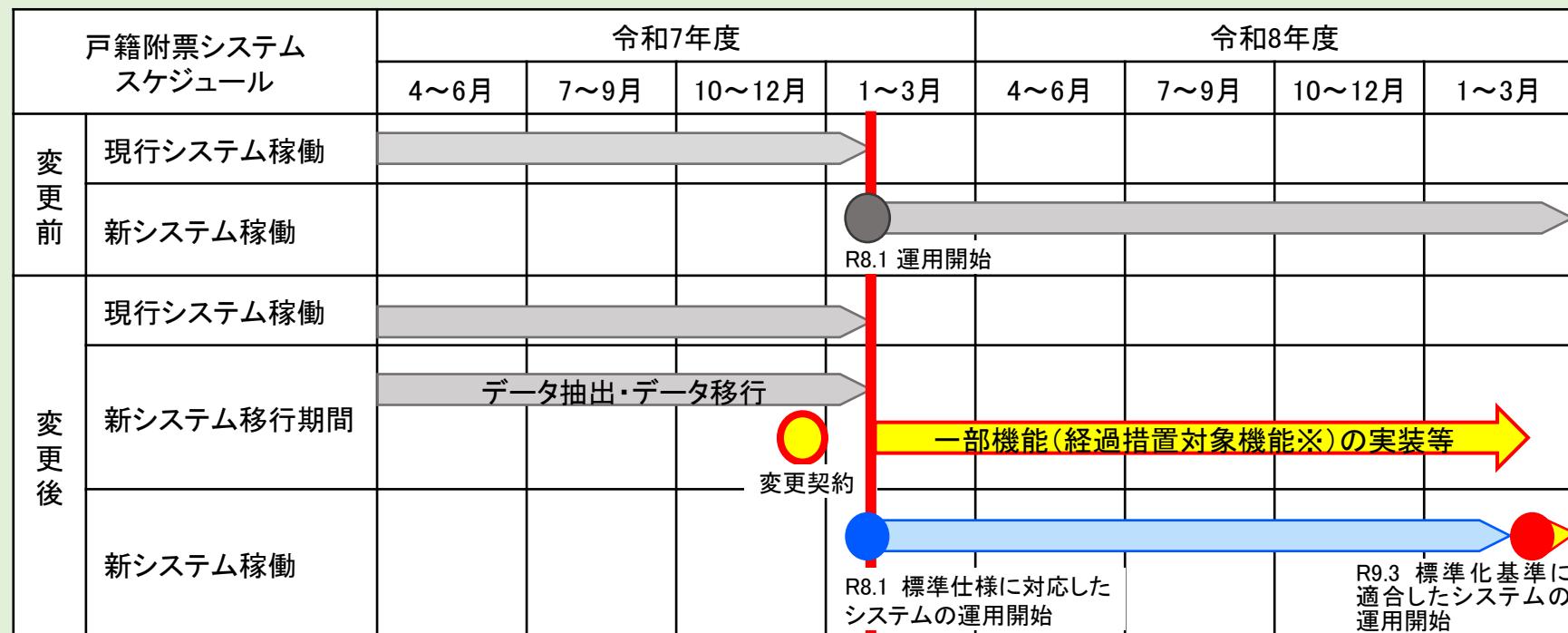
円滑かつ安全な移行を最優先し、一部機能を標準化移行後に実装することとして作業期間が延長されることから、事業が年度内に完了しない見込みであるため、令和7年度予算の一部を令和8年度に繰り越すもの。

(2) 令和7年度の事業費 内訳

単位:千円

項目	事業費	戸籍システム(内訳)	
		戸籍情報システム (戸籍事務)	戸籍附票システム (戸籍附票事務)
予算現額①	11,374	5,687	5,687
令和7年度支出予定額②	7,942	5,687	2,255
繰越明許額(①-②)	3,432	0	3,432

3 スケジュール



※経過措置対象機能は、他の機能で代替する等により市民生活や戸籍附票事務に支障は生じない。

#### 4 財源内訳

##### ・戸籍システム整備費

金額		財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
予算現額	千円 11, 374	千円	千円	千円	千円 11, 374	千円
支出予定額	7, 942				7, 942	
繰越明許額	3, 432				3, 432	

※デジタル基盤改革支援補助金(補助率10/10)